神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会

ボランティアプログラム「ANCHORS」
参加規約

2023 年 5 月 17 日

第１条（総則）

１．本規約は、神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）が運営する神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会（以下「本大会」といいます。）にボランティアとして参加するにあたり、遵守するべき規約を定めるものです。

２．本規約は、ボランティアと組織委員会との間の一切の関係に適用されるものとします。

３．組織委員会は、本規約のほか、別途規程（以下「個別規程」といいます。）を定める場合があります。この場合において、個別規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第２条（ボランティアの目的等）

組織委員会は、以下の目的をもって本プログラムを運営します。

① 本大会の円滑な運営

② ボランティアに対する必要なコンテンツの提供

③ 大会プロモーション活動等、大会価値の向上に資する取り組み

④ その他前各項に付随する目的

第３条（本プログラムの趣旨への賛同）

ボランティアは、本プログラムの趣旨に賛同し、組織委員会の取り組みにご協力いただけることを条件として、本プログラムに応募しご参加いただきます。

第４条（本規約の遵守）

ボランティアは、本大会の運営にあたって、本規約で定める全ての事項を遵守するものとします。

第５条（組織委員会からの指示等の遵守）

ボランティアは、本大会の運営にあたって、組織委員会からの指示、組織委員会に提出した誓約書及び組織委員会が提供するマニュアル等を遵守するものとします。

第６条（関係法令の遵守）

ボランティアは、本大会の運営にあたって、日本国内の関係法令（条例も含みます。）の全てを遵守するものとします。

第７条（公序良俗等）

１．ボランティアは、本大会の運営に関する活動中の飲酒及び酒気を帯びての活動参加をしてはなりません。

２．ボランティアは、本大会の運営に関する活動中、喫煙してはなりません。但し、組織委員会が特に認めた場合であって、かつ組織委員会が特に認めた場所に限り、喫煙することができます。

３．ボランティアは、本大会の運営に関する活動中、民法 90 条に定める公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする一切の行為をしてはなりません。

第８条（迷惑行為）

ボランティアは、次の各号に定める行為をしてはなりません。

① 本大会関係者及び観客に対し、本大会のイベントと関係のない勧誘（宗教や商品・サービス等の販売及び特定の団体への勧誘などを含みますが、これらに限られません。）を行う行為
② 本大会に関する活動（研修、リハーサル等を含みます。）に関し、第三者から自己または第三者のために不当な金品の借用または贈与もしくは供応の利益を受ける行為
③ 選手、来賓、観客及びボランティアその他本大会関係者等に対する、暴行、脅迫、名誉棄損その他これに類似する行為
④ 本大会関係者及び観客に対して、本人の意思に反して個人情報を聞き出す行為
⑤ 本大会関係者、選手、来賓等に対してサイン、記念撮影等を求める行為
⑥ 本大会の運営に使用される備品、配布物品等の残部を持ち帰る行為
⑦ 参加チームからの要請がないのにもかかわらず、チームキャンプ地ないしチームホテルを訪問する行為
⑧ その他組織委員会が迷惑行為と判断する行為

第 9 条（差別的言動の禁止）
ボランティアは、性別、人種、言語、肌色、国籍、身分、婚姻形態、性的指向、親権、宗教、身体の障がい等を理由とした差別的言動、ハラスメントその他一切の行為をしてはなりません。

第 10 条（ダイバーシティ＆インクルージョンへの理解）
ボランティアは、本大会の応募及び参加にあたって、ダイバーシティ＆インクルージョン（多様性を包括し受容する理念）の理念を理解します。年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性自認、性的指向、宗教・信条、価値観といった個人の違いを尊重し、様々な価値観や能力を持った人材と連携し協力し合います。

第 11 条（服装）
ボランティアは、本大会の運営に関する活動中、組織委員会が準備するユニフォーム又は組織委員会が別途指示する衣服を着用するほか、ボランティアとしてふさわしい清潔で品位ある服装及び髪型で参加するものとします。

第 12 条（試合及び研修等への参加）
１．ボランティアは、事前に組織委員会の承諾を得た場合を除き、組織委員会が指定する大会及び研修等に全て参加するものとします。
２．研修等への参加は、全てボランティア本人による参加のみ認められるものとし、代理人の参加や、参加者の変更は認めません。
３．大会運営者が特に「必須」として指定する研修等についてご参加いただけなった場合、ボランティアは、大会運営への参加を辞退されたものとみなします。

第 13 条（遅刻・早退の禁止）
ボランティアは研修その他の本大会の運営に関する活動について、時間を厳守するものとし、遅刻・早退は認められません。

第 14 条（個人情報保護方針への同意）
ボランティアは、本大会の運営参加にあたって、組織委員会の定める個人情報保護方針に同意するものとします。

第 15 条（本人確認への協力）
ボランティアは、本大会の運営参加にあたって、組織委員会が必要と認める本人確認を行うことに同意するものとします。

第 16 条（秘密保持）
ボランティアは、予め組織委員会の書面による承諾を得た場合を除き、ボランティアに関連して知り得た個人情報、機密情報その他一切の情報を開示若しくは漏洩し、又は本大会の運営以外の目的に利用してはなりません。

第 17 条（反社会的勢力等の排除）
１．ボランティアは、暴力団、暴力団員（または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員またはテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力等」といいます。）であってはならず、また、反社会的勢力等に加入しないでください。
２．ボランティアは、反社会的勢力等を利用し、反社会的勢力等の維持・運営に関与し、又は反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有するなど反社会的勢力等と不適切な関係をもたないでください。
３．本大会の安全確保のため、ボランティアに関する情報を、政府機関等に照会させていただく場合があります。

第 18 条（参加禁止）
１．次の各号のいずれかに該当するボランティアは、本大会の運営に関する活動参加を中断していただきます。但し、第一号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでありません。
①病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
②心臓、腎臓、肺等の疾病で参加のため病勢が著しく増悪するおそれのある疾病にかかった者
③前各号の他、感染症法等の法令により就業が制限される疾病にかかった者
２．前項の規定にかかわらず、参加者は、組織委員会が参加者の心身の状況等が本大会の運営に関する活動に適しないと判断した場合、本大会の運営参加を中断していただきます。

第 19 条（活動中の携帯電話・スマートフォン等の使用制限）
ボランティアは、本大会の運営に関する活動中、組織委員会が特に認めた場合を除き、携帯電話、スマートフォン、カメラ等を使用（写真・動画の撮影、録音を含みますがこれらに限られません。）してはなりません。

第 20 条（ソーシャルメディア等の利用について）
ボランティアは、本大会に関わる一切の情報について、Facebook、Twitter、Instagram、ブログ、電子掲示

板、動画共有サイトその他のソーシャルメディアに掲載又は投稿する場合、いわゆる「アスリート盗撮」など迷惑行為に該当する内容でないことはもちろんのこと、著作権法、商標法等の関係法令その他組織委員会が必要と認める事項を遵守していただきます。

第 21 条（メディア等の取材対応の禁止）
本大会に関するメディア等からの取材対応は、全て組織委員会が行うものとし、ボランティアは、組織委員会が特に認めた場合を除き、本大会に関する取材に対応してはなりません。

第 22 条（知的財産権等の権利の遵守）
世界パラ陸競技選手権大会に関する著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee）に帰属します。ボランティアはその権利を尊重・遵守するものとします。

第 23 条（肖像権）
ボランティアは、本大会の運営参加にあたり、本大会の運営に関する研修、活動等において撮影された映像、写真等に自己の肖像が映り込むことを理解し、神戸市、組織委員会及び国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee）が当該肖像の映り込んだ映像、写真等を自由に使用することに予め同意します。

第 24 条（アンブッシュ・マーケティングの禁止）
１．ボランティアは、組織委員会より別途認められた場合を除き、自身又は自らが関与した商品若しくはサービス（以下、総称して「商品等」といいます。）と、本大会とを関連付けてはならず、また、そのように受け取られるおそれのある行為をしないでください。
２．ボランティアは、組織委員会より別途認められた場合を除き、商品等が、組織委員会、国際パラリンピック委員会（以下、総称して「組織委員会等」といい ます。）のいずれかによる公式のものである旨、組織委員会等のいずれかにより選ばれたものである旨、組織委員会等のいずれかにより承認されたものである旨、組織委員会等のいずれかによる保証を受けたものである旨、組織委員会等のいずれかにより推奨されている旨、組織委員会等のいずれかによる同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明してはならず、また、そのように受け取られるおそれがある行為をしないでください。
３．参加者は、組織委員会等との関係、本大会に参加している事実又は本大会に参加して知得した事実について、自身又は商品等の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしないでください。

第 25 条（報酬等の不支給）
組織委員会は、ボランティアに対して、第 32 条 1 項に定めるものを除き、報酬、営業補償、損害賠償等その名目を問わず一切の金員又は便益の支給又は手配を行わないものとします。

第 26 条（提供品等の取扱い）
１．ボランティアは、組織委員会がボランティアに対して提供する物品等（以下「提供品」といいます。）につい

て、インターネットオークション等での転売その他の第三者への譲渡をしてはなりません。
２．ボランティアを辞退された場合、その理由にかかわらず、ボランティアは、全ての提供品を組織委員会に返還するものとします。提供品の返還に要する費用は、ボランティアにご負担いただくものとします。

第 27 条（私物の管理）
本大会に関する活動中の貴重品その他私物の管理について、紛失、盗難その他が発生した場合、組織委員会は一切の責任を持たないものとし、ボランティアが個人で管理するものとします。

第 28 条（参加辞退）
ボランティアは、組織委員会からの指名を受託した後に、ボランティアとしての参加を辞退することはできないものとします。ただし、やむを得ない事情がある場合には参加を辞退することができるものとし、その場合、組織委員会が別途定める方法に従って速やかに組織委員会へ連絡するものとする。

第 29 条（参加取り消し）
組織委員会は、ボランティアが次の各号に掲げる事由に該当する場合、ボランティアの本大会の運営に関する活動への参加を取り消すことができるものとします。

① 本規約に違反する行為を行った場合
② 第３条に定めるボランティアの要件を満たさないことが明らかになった場合
③ ボランティアが組織委員会に申し出た内容が事実と異なることが明らかになった場合
④ 本大会のイメージを損なう行為を行った場合
⑤ その他組織委員会がボランティアとして不適切と認めた場合

第 30 条（事故や災害等に伴う対応）
１．ボランティアは、本大会に関する活動中に事故等が発生した場合、組織委員会に速やかに報告するものとします。
２．ボランティアは、本大会に関する活動中に災害等が発生した場合、組織委員会の指示に従って行動するものとします。

第 31 条（保険適用）
１．組織委員会は、必要に応じて、本大会の運営に関する活動に基づく本大会運営参加者を被保険者とする保険に加入いたします。（その場合、ボランティアの個人負担はありません。）
２．組織委員会は、競技運営の活動に基づく活動中の事故等でケガをされた場合等は、組織委員会は大会運営参加者向け保険の適用範囲内で対応いたします。但し、保険の適用範囲は保険契約の内容に基づくものとします。

第 32 条（大会運営者の責任範囲）
１．組織委員会は、競技運営の活動に関しボランティアに生じた損害について、組織委員会の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、前条に基づく保険適用の範囲を超えて損害を賠償する責任を負わないものとします。

２．大会運営参加者間で発生したトラブルに関して、組織委員会は一切責任を負わないものとします。

第 33 条（準拠法及び管轄裁判所）

１．本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とします。

２．本規約又は本大会の運営に関する活動に起因し、又は関連する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条（その他）

本規約に定めのない事項については、組織委員会が適切に判断の上、決定させていただきます。

第 35 条（本規約の変更）

１．組織委員会は、本規約をいつでも変更できるものとし、当該変更のボランティアへの通知をもって、当該変更後の本規約は効力を生じるものとします。

２．前項に基づく本規約の変更に係る通知後、ボランティアが本大会の運営への参加を継続した場合には、ボランティアは当該変更後の本規約に同意したものとみなします。

第 36 条（残存条項）

第 4 条、第 5 条、第 8 条乃至第 10 条、第 14 条、第 16 条、第 20 条乃至第 24 条、第 26 条、第 31 条乃至第 36 条については、本大会終了後においても効力を有します。

制　定　2023 年　5 月　17 日